

宇部市英語検定料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）を受検した生徒の保護者に対し、予算の範囲内で英語検定料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、検定料の全額を負担して英語検定3級以上を受検した生徒の保護者（親権者、未成年後見人その他該当生徒を養育している者をいう。以下同じ。）であって、次に該当するものとする。

(1) 市内の公立中学校に在籍している生徒の保護者

(助成金の額)

第3条 助成金は、2,200円とする。

2 助成金の交付回数は、英語検定を受検した生徒1人につき、1年度当たり1回に限る。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、助成を受けようとする英語検定のあった日の属する年度の3月1日までに、宇部市英語検定料助成金交付申請書（様式第1号）に、受験したことが確認できるものを添付して、教育委員会を経由し、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、学校を通じて通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付を請求しようとするときは宇部市英語検定料助成金交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が

交付されているときは、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。